

# 杉並区補助金適正化審査会設置要綱

〔平成17年1月9日〕  
16杉並第73034号

(設置)

第1条 杉並区から支出する補助金について、「杉並区補助金の適正化に関する懇談会」の提言を踏まえ、補助金の客観性・合理性を審査するため、杉並区補助金適正化審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区から支出する補助金の審査に関すること。
- (2) その他区長が特に必要と認める事項

(構成)

第3条 審査会は、5名の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者及び区民のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から審査結果を報告する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選とする。

2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、会長に審査会の開催を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び関係職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 審査会の会議は、公開とする。ただし、審査会の決定により、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、政策経営部財政課とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。